

こ
米 町 川 水 系
ま
ち

河川整備計画

(変更)

令和6年7月

石川県

目 次

第1章 流域及び河川の概要	
第1節 流域及び河川の概要	1
1 流域の概要	1
2 地形・地質	1
3 気 候	1
4 動植物	1
5 水 質	2
6 社会環境	2
第2節 河川整備の現状と課題	2
1 治水の現状と課題	2
2 河川の利用及び河川環境の現状と課題	3
第2章 河川整備計画の目標に関する事項	
第1節 河川整備計画の対象区間	4
第2節 河川整備計画の対象期間	4
第3節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	4
第4節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	4
第5節 河川環境の整備と保全に関する事項	4
第3章 河川の整備の実施に関する事項	
第1節 流域治水への取り組み	6
第2節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の 施行により設置される河川管理施設の機能の概要	6
1 河川工事の目的、種類	6
2 施行の場所、当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の 機能の概要	6
第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	8
1 河川管理施設の維持管理	9
2 樹木及び堆積した土砂等の管理	9
3 河川空間の適切な利用調整・管理	9
4 河川情報の提供	9
5 水量・水質の監視等	9
6 河川整備事業のモニタリング等	9
第4節 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項	9
1 地域住民と協働で行う河川管理	9
2 防災・減災意識の向上	10

第1章 流域及び河川の概要

第1節 流域及び河川の概要

1 流域の概要

米町川は、能登半島中央に位置し、志賀町の山中にその源を発し、途中、草木川、長田川、仏木川等の支川を合わせ、河口近くにて最大の支川於古川を合流して、日本海に注ぐ流域面積約 113km²、幹川流路延長約 17km の二級河川である。

その流域は、志賀町を中心として羽咋市、七尾市、中能登町の 2 市 2 町にまたがり、上流域では能登中核工業団地が造成され、下流域では分譲別荘地能登温泉健康村が開発されるなど、能登地方中部における社会経済の基盤をなしている。

2 地形・地質

流域の地形は、上流から中流部にかけては低山地及び丘陵地であり、地質的には安山岩類や礫岩層が多く見られる。下流部は旧福野潟周辺によって代表される沖積低地に泥層が分布しているため、地盤は軟弱である。

3 気 候

流域の気候は、日本海側気候であり、降雨量は梅雨期及び台風期に多く、平成 3 年から令和 2 年までの年平均降水量は羽咋観測所で約 2,100mm である。

4 動植物

米町川は、上流から中流部にかけては、アカマツ林、コナラ林、スギの植林が占める低山・丘陵地の間を蛇行し、その流れに沿って田畑が広がり集落が点在している。河川空間は周辺の田園地帯と調和した美しい里山の風景を形成しており、緩やかな流れには瀬や淵、砂州も多く見られるため、ギンブナ、ドンコ、ヨシノボリ、ドジョウ(※①準絶滅危惧)、スナヤツメ南方種(※①絶滅危惧Ⅱ類、②準絶滅危惧)、マツカサガイ(※①準絶滅危惧、②準絶滅危惧)、ヤリタナゴ(※①準絶滅危惧)、カマキリ(※①絶滅危惧Ⅱ類)、キタノメダカ(※①絶滅危惧Ⅱ類)等が、水辺にはススキ、ササタケ類、ヤナギ、ネムノキ等が繁茂するほか、ヤマアゼスゲ(※②準絶滅危惧)が確認され、周辺の田んぼではヒメミズワラビ(※②準絶滅危惧)が広く見られる。

低山・丘陵地を抜け出た下流部では、田園平地を緩やかに流れ、於古川を合流したあと、河口近くに発展した志賀町の中心市街地を貫流して日本海へと注いでいる。河口から 1.8km 付近の末吉堰までが感潮区間になっているため、スズキ、マハゼ、ヒラメ等の海水魚も生息し、水辺にはヨシの群生やクズ、ヒメムカシヨモギ等、河口部の砂浜ではハマスゲが見られる。また、特定外来生物のオオキンケイギクが確認されている。

於古川についても米町川と同じような水辺環境を有しており、特に中流部の於古川に通じる細流や鷺池にはトミヨ(※①地域個体群、②絶滅危惧Ⅰ類)が生息している。

※本整備計画における希少種の分類は、①「環境省レッドリスト(2020)」、②「いしかわレッドデータブック(2020)」による。

5 水質

河川の水質は、米町川については昭和 52 年度に徳楽橋から上流の区間が環境基準 A 類型 (BOD 2mg/l 以下) に、徳楽橋から下流の区間が環境基準 B 類型 (BOD 3mg/l 以下) に、於古川についても昭和 52 年度に高堂新橋から上流の区間が環境基準 A 類型に、高堂新橋から下流の区間が環境基準 B 類型に指定されている。平成 25 年度から令和 4 年度の BOD75% 値は、米町川上流の滝川橋地点では 0.8~2.0mg/l、米町川下流の梨谷小山橋地点では 1.0~1.7mg/l、米町川下流の川尻橋地点では 1.2~2.1mg/l、於古川上流の日詰橋地点では 0.6~1.6mg/l、於古川下流の於古川橋地点では 0.9~2.0mg/l と全ての年で環境基準値を満足している。

6 社会環境

米町川下流部には、戦国時代のキリシタン大名、高山右近の記念公園が川に隣接して整備され、近傍の住吉神社では、志賀町の無形民俗文化財に指定されている綱引祭が毎年 7 月に開催されている。また、トミヨの生息する於古川の細流に続く鷺池では、トミヨの観察会が開催され、地域住民と河川の関わりを密接なものとしている。

第 2 節 河川整備の現状と課題

1 治水の現状と課題

過去の浸水被害としては、昭和 33 年 7 月の洪水では米町川及び於古川が氾濫し、下流部から中流部の広範囲にかけて床上浸水約 300 戸、床下浸水約 700 戸の甚大な被害が発生した。さらに昭和 36 年 9 月の洪水でも床上浸水 20 戸、床下浸水 200 戸の浸水被害が発生した。また、昭和 60 年 7 月の洪水により米町川中流部で床上浸水 14 戸、床下浸水 34 戸の被害が発生した。

本水系の治水事業は、米町川においては昭和 41 年度に河口から上流 1,400m の区間について拡幅、護岸等による改修工事に着手し、昭和 63 年度に完了した。平成元年度からさらに上流 2,500m の区間について拡幅、築堤等の改修工事を進めている。

また、於古川についても昭和 35 年度から昭和 40 年度にかけて米町川合流点から上流 900m 区間の拡幅、築堤等の河川改修工事を実施し、昭和 46 年度から平成 10 年度にかけて中流部の 3,300m 区間の拡幅、築堤等の改修工事を実施した。

そのほか、支川安津見川でも昭和 56 年度から平成 13 年度にかけて於古川合流点から上流 1,050m の区間について拡幅、護岸等の改修工事を実施した。

これらの河川改修により、下流市街地部の水害は解消されたが、近年では平成 30 年 8 月の洪水により米町川中流部で全壊流失 2 棟、床上浸水 18 棟、床下浸水 200 棟、田畑等の冠水 108ha の被害を生じ、米町川中流部の治水安全度の向上が急務となっている。

2 河川の利用及び河川環境の現状と課題

本水系の河川水は、農業用水として利用されている。

河道形態は瀬・淵、砂州が形成される多様な流れがあり、水辺にはススキ等の植生も豊富でオイカワ、タモロコ、ヨシノボリ等魚類の良好な生息環境となっているほか、河川空間が周辺の田園地帯と調和した郷土の美しい風景、風土を形成している。

河川の利用については、於古川との合流地点が公園となっており、町民の憩いの場として親しまれているほか、この付近の堤防が散策路や釣りの場としても利用されている。

このように米町川は、動植物の生息・生育環境が維持され、住民に憩いの場を提供しており、今後ともこれらを保全していく必要がある。

第2章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 河川整備計画の対象区間

河川整備計画の対象区間は、二級河川米町川水系の石川県知事管理区間とする。

第2節 河川整備計画の対象期間

本整備計画の対象期間は、計画変更時から概ね30年間とする。

なお、本計画は、現時点での社会経済状況、自然環境状況、河道状況等を前提として策定したものであり、策定後のこれらの状況の変化や新たな知見、技術の進歩等により、必要に応じて適宜見直しを行う。

第3節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

災害の発生防止又は軽減に関しては、羽咋観測所設置以来最大の日雨量を記録した昭和33年7月の洪水を踏まえ、志賀町の沿川地域を概ね25年に1回発生する規模の降雨による洪水から防御するため、河道の整備により洪水の安全な流下を図るとともに、流域の河川の適切な維持管理に努める。さらに、気候変動の影響による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備えるため、河床掘削及び引堤による河川整備に加え、あらゆる関係者と協働して、流域全体で防災・減災対策に取り組む「流域治水」を推進していく。

第4節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、河川水が農業用水として利用されている状況であるため、関係機関と連携して取水状況の把握などを行い、適正かつ合理的な水利用がなされるように努めるとともに、魚類が豊富に生息する本水系の特徴を維持し、良好な水環境の保全に努める。

また、日常から、流況及び魚類の生息状況、河川の汚濁状況の把握に努める。

水質については、今後も河川パトロールを行い、河川の監視に努めるとともに、関係機関と連絡調整を図りながらその保全に努めることとする。また、流域住民が河川愛護活動に積極的に参加するよう広報活動に努める。さらに、突発的な水質汚濁に対しては、関係機関と連携してその原因を調査し、対策を協議し、適切な対応を行っていく。

また、渇水時には、河川パトロールを強化するとともに、早い段階からその状況を渇水連絡会議などの場で関係者に説明し、利水者にさらに効率的な河川水の利用を促すなど、渇水被害の軽減を図り、河川水が維持されるよう努める。

第5節 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、自然環境及び河川利用実態の把握に努め、特に水辺には植生も豊富に見られるなど良好な河川環境となっていることや河川空間が周辺の田園地帯と調和した郷土の美しい風景、風土を形成していることなどから、それらの保全を図る。また、河床掘削や河道拡幅を行う場合は、掘削量を必要最小限にとどめ、魚類をはじめとする多様な水生生物が生息する環境の保全に配慮する。具体的には、生息適地が礫底であるカマキリ等の生息環境に配慮し、現況と同様の瀬・淵等の創出に努めるものとする。

る。現在生育が確認されている特定外来生物のオオキンケイギクのほか、県内の河川で分布を広げているオオカワヂシャ等の特定外来生物が確認された場合には、その除去にも努めるものとする。

第3章 河川の整備の実施に関する事項

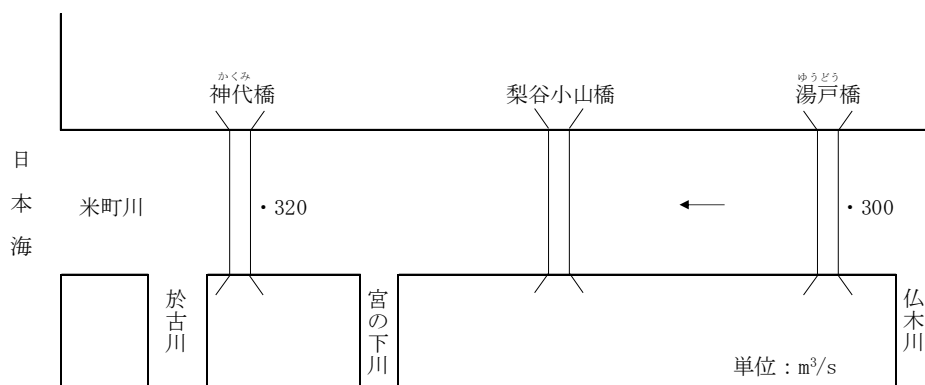
第1節 流域治水への取り組み

気候変動の影響による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備えるため、集水域と河川区域、氾濫域を含めて一つの流域と捉え、流域の国・県・市町や企業、住民等のあらゆる関係者で被害の軽減に向けた「流域治水」を推進する必要がある。米町川水系では、令和3年6月に「中能登地区流域治水協議会」を設置し、同年8月に「米町川水系流域治水プロジェクト」をとりまとめており、流域のあらゆる関係者と協働して「流域治水」に取り組む。

第2節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

1 河川工事の目的、種類

米町川中流部は末吉地区を貫流しており、治水安全度の向上が望まれている。計画の規模は、概ね25年に1回発生する規模の降雨による洪水が発生しても安全に流下させることを目標とし、そのピーク流量を神代橋地点において $320\text{m}^3/\text{s}$ 、湯戸橋地点において $300\text{m}^3/\text{s}$ とする。米町川の洪水防御は堤防の新設、改築及び河道掘削を行って河積を増大させて水位を下げ、洪水の安全な流下を図ることとする。



(図-1) 計画高水流量配分図

2 施行の場所、当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

米町川における河川工事は(図-1)に示す計画高水流量を安全に流下させる河道を確保するとともに、沿川の地形や土地利用・自然環境を踏まえて、魚類の生息環境及び植生の回復に配慮したものとなるように努める。

施行の場所は、河口から1.8kmの末吉堰付近から湯戸橋付近までのL=約4.7kmとする。



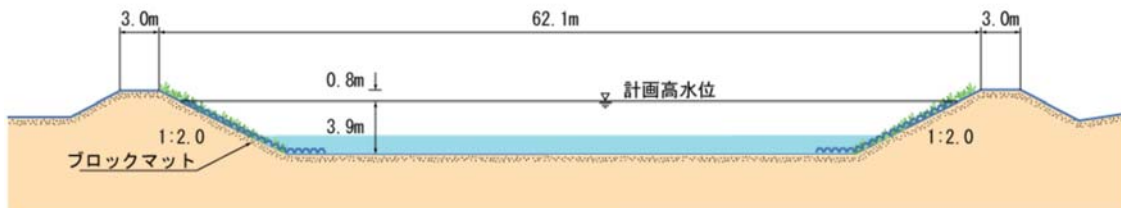
(図-2) 河川工事の施工区間図

①末吉堰から準用河川宮の下川合流点

河口から 1.8km に位置する末吉堰付近から準用河川宮の下川合流点までの区間 (L=約 1.0km) において、計画高水流量を安全に流下させるため、河床掘削及び引堤を実施する。

工事の実施にあたっては、在来植生が回復するよう植生にも配慮した河川整備に努める。

河口から 2.4km (国道米町川橋付近)



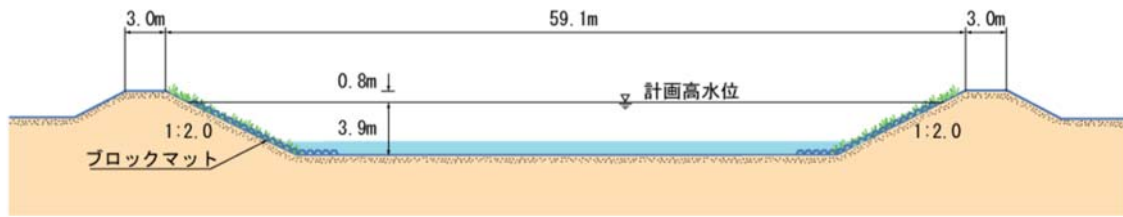
※令和6年能登半島地震に伴う地形変動の影響を踏まえ、計画を見直す場合があります。

②準用河川宮の下川合流点から梨谷小山橋下流付近

準用河川宮の下川合流点から梨谷小山橋下流付近の区間 (L=約 1.4km) において、計画高水流量を安全に流下させるため、河床掘削及び引堤を実施する。

工事の実施にあたっては、在来植生が回復するよう植生にも配慮した河川整備に努める。

河口から 2.9km (しみずいまえ 清水今江橋付近)



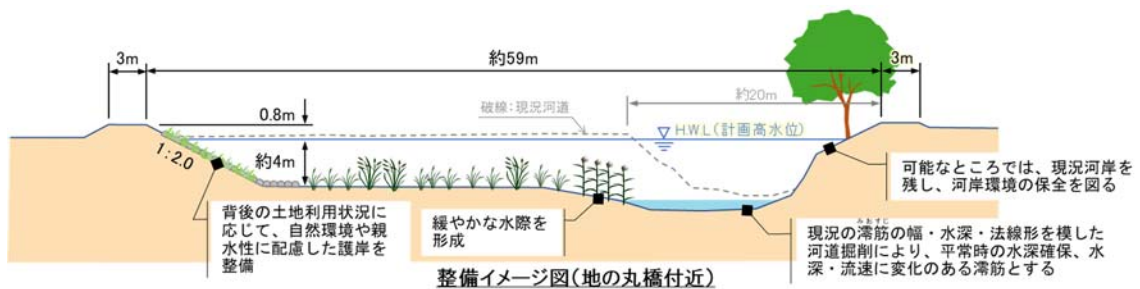
※令和6年能登半島地震に伴う地形変動の影響を踏まえ、計画を見直す場合があります。

③ 梨谷小山橋から湯戸橋

梨谷小山橋から湯戸橋の区間 (L=約 2.2km) において、計画高水流量を安全に流下させるため、河道掘削及び引堤を実施する。

工事の実施にあたっては、在来植生が回復するよう植生にも配慮した河川整備に努める。

河口から 5.4km (ちのまる 地の丸橋付近)



※令和6年能登半島地震に伴う地形変動の影響を踏まえ、計画を見直す場合があります。

河川整備を進めるにあたっての計画平面形、縦断形及び横断形の基本的な考え方は次のとおりである。

① 計画平面形状

米町川は、梨谷小山橋下流で大きく右側へ蛇行した後、小さく蛇行しながら日本海へ注いでおり、良好な自然環境を形成しているため、現河道平面形状を尊重した計画平面形状とし、ショートカットを行わない。

② 計画縦断形状

米町川は緩勾配河川であり、本整備区間では山すそに住家が存在している状況である。計画縦断形は、現況の河床勾配を尊重し、下流計画との整合を図り、流下能力が不足する区間は必要な河床掘削を行う。

③計画横断形状

現在の河川は堤防部にヤナギ類等の豊かな植生が見られる。計画横断形状は、これらの特性を踏まえ、引堤により河積を確保するとともに、植生の回復等、河川環境に配慮した横断形状とする。

第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理は、災害発生の防止、河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全の観点から、河川管理施設等に関して適切な維持管理を行うため、具体的に次の事項に努めるものとする。

1 河川管理施設の維持管理

河川管理施設の機能を十分に発揮させることを目的として、堤防、護岸及び河川工作物等の定期的な巡視、点検、整備を行うとともに、機能の低下を防止するための機器の更新、施設自体の質的低下を防ぐための補修を行う。

また、大雨、洪水、台風等により災害が予想される場合や出水後に重点的な巡視を行い、異常箇所を早期発見に努める。

2 樹木及び堆積した土砂等の管理

河道内の樹木及び堆積した土砂等は、洪水時の流下能力を維持することを目的とし、河川パトロールにより繁茂状況及び堆積状況を把握し、必要に応じて周辺河川環境を考慮しながら伐採及び撤去等の維持管理に努める。

3 河川空間の適切な利用調整・管理

下流部が志賀町中心部沿いに流れており、町民に親水公園、散策路、釣り場等を提供している。また、米町川の中流部には米町不動の滝があり、滝周辺はレクリエーションや散策路等に利用され、町民の憩いの場となっているため、今後とも、適切な河川空間の利用がなされるように努める。

4 河川情報の提供

雨量や河川水位、河川監視カメラ映像に加え、危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置により、河川情報を密に収集し、「石川県河川総合情報システム」等を用いて、地域住民にインターネットや携帯電話等で分かりやすく情報提供を行い、関係機関と連携して洪水時における避難体制並びに水防体制の維持・強化に努める。

5 水量・水質の監視等

適正な河川管理のために、日常的に雨量・水量の把握を行うとともに、定期的に水質の把握を行い、必要に応じて地域への情報提供を行う。渇水時には、関係機関への情報提供や収集を行い、円滑な渇水調整がなされるように努める。

また、河川巡視や関係機関との連携により水質事故等の早期発見と適切な対処に努める。

6 河川整備事業のモニタリング等

河川整備事業の効果や河川環境への影響について、必要に応じモニタリング調査を行い、データを収集するとともに、事業を検証し、必要に応じ適切な対処に努める。

第4節 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項

1 流域住民と協働で行う河川管理

米町川水系の豊かな自然を保全し、良好な社会資本として利用し、また、次世代へ引き継いでいくためには、地域住民の理解と協力を得ることが重要である。

このため、河川に関する情報提供に努めるとともに、河川整備、河川環境に関する地域の意見・要望を十分に把握することにより、地域住民との連携を図り、住民参加による川づくりや河川清掃等の活動の支援に努める。

2 防災・減災意識の向上

流域の洪水被害を防止・軽減するためには、河川の整備と併せて、「施設では防ぎきれない洪水は発生するもの」として、地域住民一人一人が洪水時に円滑かつ迅速に避難できるよう防災・減災意識を高く持つことが重要である。

このため、地域住民が洪水時に円滑かつ迅速に避難行動が行えるよう、平時から関係機関と連携して、万が一河川が氾濫した場合に浸水の可能性がある区域と水深を示した「洪水浸水想定区域図」や、この情報を基に各市町で避難場所等の情報を盛り込んだ「洪水ハザードマップ」等の周知、水害から身を守るための出前講座の実施、広報資料の作成・配布、地域住民や関係機関が連携した避難訓練等を実施し、地域住民の防災・減災意識の向上に努める。

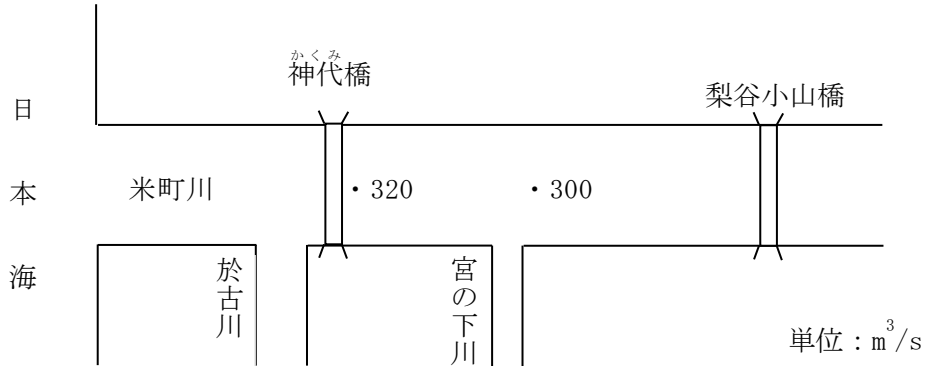
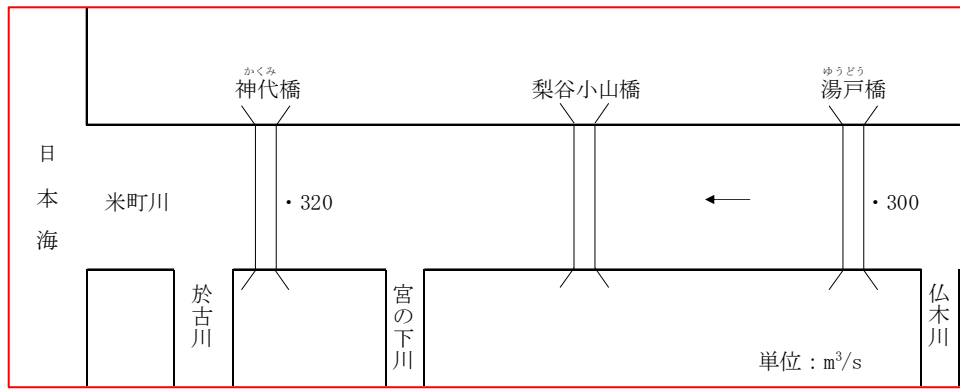
米町川水系河川整備計画 平成 15 年 7 月	米町川水系河川整備計画 (変更)	備考
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 章 流域及び河川の概要</p> <p>第 1 節 流域及び河川の概要……………1</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第 2 節 河川整備の現状と課題……………2</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第 2 章 河川整備計画の目標に関する事項</p> <p>第 1 節 河川整備計画の対象区間……………4</p> <p>第 2 節 河川整備計画の対象期間……………4</p> <p>第 3 節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項……………4</p> <p>第 4 節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項……………4</p> <p>第 5 節 河川環境の整備と保全に関する事項……………5</p> <p>第 3 章 河川の整備の実施に関する事項</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第 1 節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の 施行により設置される河川管理施設の機能の概要……………6</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第 2 節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所……………9</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第 3 節 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項……………10</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 章 流域及び河川の概要</p> <p>第 1 節 流域及び河川の概要……………1</p> <p><u>1 流域の概要……………1</u></p> <p><u>2 地形・地質……………1</u></p> <p><u>3 気 候……………1</u></p> <p><u>4 動植物……………1</u></p> <p><u>5 水 質……………2</u></p> <p><u>6 社会環境……………2</u></p> <p>第 2 節 河川整備の現状と課題……………2</p> <p><u>1 治水の現状と課題……………2</u></p> <p><u>2 河川の利用及び河川環境の現状と課題……………3</u></p> <p>第 2 章 河川整備計画の目標に関する事項</p> <p>第 1 節 河川整備計画の対象区間……………4</p> <p>第 2 節 河川整備計画の対象期間……………4</p> <p>第 3 節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項……………4</p> <p>第 4 節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項……………4</p> <p>第 5 節 河川環境の整備と保全に関する事項……………4</p> <p>第 3 章 河川の整備の実施に関する事項</p> <p><u>第 1 節 流域治水への取り組み……………6</u></p> <p>第 2 節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の 施行により設置される河川管理施設の機能の概要……………6</p> <p><u>1 河川工事の目的、種類……………6</u></p> <p><u>2 施工の場所、当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の 機能の概要……………6</u></p> <p>第 3 節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所……………8</p> <p><u>1 河川管理施設の維持管理……………9</u></p> <p><u>2 樹木及び堆積した土砂等の管理……………9</u></p> <p><u>3 河川空間の適切な利用調整・管理……………9</u></p> <p><u>4 河川情報の提供……………9</u></p> <p><u>5 水量・水質の監視等……………9</u></p> <p><u>6 河川整備事業のモニタリング等……………9</u></p> <p>第 4 節 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項……………9</p> <p><u>1 地域住民と協働で行う河川管理……………9</u></p> <p><u>2 防災・減災意識の向上……………10</u></p>	<p>黒字：策定当時の本文</p> <p>赤字：更新・追加</p>

米町川水系河川整備計画 平成 15 年 7 月	米町川水系河川整備計画 (変更)	備考
<p>第 1 章 流域及び河川の概要</p> <p>第 1 節 流域及び河川の概要</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>米町川は、能登半島中央に位置し、<u>富来</u>町の山中にその源を発し、途中、草木川、長田川、仏木川等の支川を合わせ、河口近くにて最大の支川於古川を合流して、日本海に注ぐ流域面積約 113km²、幹川流路延長約 17 km の二級河川である。</p> <p>その流域は、志賀町を中心として羽咋市、<u>富来町、鹿西町、中島町、鳥屋町</u>の 1 市 5 町にまたがり、上流域では能登中核工業団地が造成され、下流域では分譲別荘地能登温泉健康村が開発されるなど、能登地方中部における社会経済の基盤をなしている。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(移動)</u></p> <p>流域の気候は、日本海側式気候であり、降雨量は梅雨期及び台風期に多く、平成 3 年から 12 年までの年間降水量は羽咋観測所で約 2,000mm である。</p> <p><u>流域の地形は、上流から中流部にかけては低山地及び丘陵地であり、地質的には安山岩類や礫岩層が多く見られる。下流部は旧福野潟周辺によって代表される沖積低地に泥層が分布しているため、地盤は軟弱である。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>米町川は、上流から中流部にかけては、アカマツ林、コナラ林、スギの植林が占める低山・丘陵地の間を蛇行し、その流れに沿って田畑が広がり集落が点在している。河川空間は周辺の田園地帯と調和した美しい里山の風景を形成しており、緩やかな流れには瀬や淵、砂州も多く見られるため、ギンブナ、ウグイ、ヨシノボリ、ドジョウ等が生息し、水辺にはススキ、ササタケ類、ヤナギ、ネムノキ等が繁茂している。</p> <p>低山・丘陵地を抜け出た下流部では、田園平地を緩やかに流れ、於古川を合流したあと、河口近くに発展した志賀町の中心市街地を貫流して日本海へと注いでいる。河口から 1.8km 付近の堰までが感潮区間になっているため、スズキ、<u>クロダイ</u>、マハゼ等の海</p>	<p>第 1 章 流域及び河川の概要</p> <p>第 1 節 流域及び河川の概要</p> <p>1 流域の概要</p> <p>米町川は、能登半島中央に位置し、<u>志賀</u>町の山中にその源を発し、途中、草木川、長田川、仏木川等の支川を合わせ、河口近くにて最大の支川於古川を合流して、日本海に注ぐ流域面積約 113km²、幹川流路延長約 17km の二級河川である。</p> <p>その流域は、志賀町を中心として羽咋市、<u>七尾市、中能登町</u>の 2 市 2 町にまたがり、上流域では能登中核工業団地が造成され、下流域では分譲別荘地能登温泉健康村が開発されるなど、能登地方中部における社会経済の基盤をなしている。</p> <p><u>2 地形・地質</u></p> <p><u>流域の地形は、上流から中流部にかけては低山地及び丘陵地であり、地質的には安山岩類や礫岩層が多く見られる。下流部は旧福野潟周辺によって代表される沖積低地に泥層が分布しているため、地盤は軟弱である。</u></p> <p><u>3 気候</u></p> <p>流域の気候は、日本海側気候であり、降雨量は梅雨期及び台風期に多く、平成 3 年から <u>令和 2</u> 年までの年平均降水量は羽咋観測所で約 2,100mm である。</p> <p><u>(移動)</u></p> <p>4 動植物</p> <p>米町川は、上流から中流部にかけては、アカマツ林、コナラ林、スギの植林が占める低山・丘陵地の間を蛇行し、その流れに沿って田畑が広がり集落が点在している。河川空間は周辺の田園地帯と調和した美しい里山の風景を形成しており、緩やかな流れには瀬や淵、砂州も多く見られるため、ギンブナ、ドンコ、ヨシノボリ、ドジョウ <u>(※①準絶滅危惧)</u>、スナヤツメ南方種 <u>(※①絶滅危惧Ⅱ類、②準絶滅危惧)</u>、マツカサガイ <u>(※①準絶滅危惧、②準絶滅危惧)</u>、ヤリタナゴ <u>(※①準絶滅危惧)</u>、カマキリ <u>(※①絶滅危惧Ⅱ類)</u>、キタノメダカ <u>(※①絶滅危惧Ⅱ類)</u> 等が、水辺にはススキ、ササタケ類、ヤナギ、ネムノキ等が繁茂するほか、<u>ヤマアゼスゲ(※②準絶滅危惧)が確認され、周辺の田んぼではヒメミズワラビ(※②準絶滅危惧)が広く見られる。</u></p> <p>低山・丘陵地を抜け出た下流部では、田園平地を緩やかに流れ、於古川を合流したあと、河口近くに発展した志賀町の中心市街地を貫流して日本海へと注いでいる。河口から 1.8km 付近の <u>末吉</u> 堰までが感潮区間になっているため、スズキ、マハゼ、<u>ヒラメ</u>等の</p>	<p>黒字：策定当時の本文</p> <p>赤字：更新・追加</p>

米町川水系河川整備計画 平成 15 年 7 月	米町川水系河川整備計画 (変更)	備考
<p>水魚も生息し、水辺にはヨシの群生やクズ、ヒメムカシヨモギ等が見られる。</p> <p>於古川についても米町川と同じような水辺環境を有しており、特に中流部の於古川に通じる細流にはトミヨが生息している。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>河川の水質は、米町川については昭和 52 年度に徳楽橋から上流の区間が環境基準 A 類型 (BOD 2mg/1 以下) に、徳楽橋から下流の区間が環境基準 B 類型 (BOD 3mg/1 以下) に、於古川についても昭和 52 年度に高堂新橋から上流の区間が環境基準 A 類型に、高堂新橋から下流の区間が環境基準 B 類型に指定されている。平成 3 年度から平成 12 年度の BOD75% 値は、米町川上流の滝川橋地点では <u>0.9~1.7mg/1</u>、米町川下流の梨谷小山橋地点では <u>0.8~1.7mg/1</u>、米町川下流の川尻橋地点では <u>0.7~1.9mg/1</u>、於古川上流の日詰橋地点では <u>0.5~1.5mg/1</u> と <u>全ての年で環境基準値を満足しており</u>、於古川下流の於古川橋地点では <u>1.2~3.2mg/1</u> と平成 6、8 年度を除いては環境基準値を満足している。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第 2 節 河川整備の現状と課題</p> <p>1 治水の現状と課題</p> <p>過去の浸水被害としては、昭和 33 年 7 月の洪水では米町川及び於古川が氾濫し、下流部から中流部の広範囲にかけて床上浸水約 300 戸、床下浸水約 700 戸の甚大な被害が発生した。さらに昭和 36 年 9 月の洪水でも床上浸水 20 戸、床下浸水 200 戸の浸水被害が発生した。</p> <p>本水系の治水事業は、米町川においては昭和 41 年度に河口から上流 1,400m の区間について拡幅、護岸等による改修工事に着手し、昭和 63 年度に完了した。</p> <p>また、於古川についても昭和 35 年度から昭和 40 年度にかけて米町川合流点から上流 900m 区間の拡幅、築堤等の河川改修工事を実施し、昭和 46 年度から平成 10 年度にかけ</p>	<p>海水魚も生息し、水辺にはヨシの群生やクズ、ヒメムカシヨモギ等、<u>河口部の砂浜ではハマスグ</u>が見られる。<u>また、特定外来生物のオオキンケイギクが確認されている。</u></p> <p>於古川についても米町川と同じような水辺環境を有しており、特に中流部の於古川に通じる細流や鷺池にはトミヨ (<u>※①地域個体群、②絶滅危惧 I 類</u>) が生息している。 <u>※本整備計画における希少種の分類は、①「環境省レッドリスト(2020)」、②「いしかわレッドデータブック(2020)」による。</u></p> <p>5 水質</p> <p>河川の水質は、米町川については昭和 52 年度に徳楽橋から上流の区間が環境基準 A 類型 (BOD 2mg/1 以下) に、徳楽橋から下流の区間が環境基準 B 類型 (BOD 3mg/1 以下) に、於古川についても昭和 52 年度に高堂新橋から上流の区間が環境基準 A 類型に、高堂新橋から下流の区間が環境基準 B 類型に指定されている。平成 25 年度から令和 4 年度の BOD75% 値は、米町川上流の滝川橋地点では <u>0.8~2.0mg/1</u>、米町川下流の梨谷小山橋地点では <u>1.0~1.7mg/1</u>、米町川下流の川尻橋地点では <u>1.2~2.1mg/1</u>、於古川上流の日詰橋地点では <u>0.6~1.6mg/1</u>、於古川下流の於古川橋地点では <u>0.9~2.0mg/1</u> と <u>全ての年で環境基準値を満足している。</u></p> <p>6 社会環境</p> <p><u>米町川下流部には、戦国時代のキリシタン大名、高山右近の記念公園が川に隣接して整備され、近傍の住吉神社では、志賀町の無形民俗文化財に指定されている綱引祭が毎年 7 月に開催されている。また、トミヨの生息する於古川の細流に続く鷺池では、トミヨの観察会が開催され、地域住民と河川の関わりを密接なものとしている。</u></p> <p>第 2 節 河川整備の現状と課題</p> <p>1 治水の現状と課題</p> <p>過去の浸水被害としては、昭和 33 年 7 月の洪水では米町川及び於古川が氾濫し、下流部から中流部の広範囲にかけて床上浸水約 300 戸、床下浸水約 700 戸の甚大な被害が発生した。さらに昭和 36 年 9 月の洪水でも床上浸水 20 戸、床下浸水 200 戸の浸水被害が発生した。<u>また、昭和 60 年 7 月の洪水により米町川中流部で床上浸水 14 戸、床下浸水 34 戸の被害が発生した。</u></p> <p>本水系の治水事業は、米町川においては昭和 41 年度に河口から上流 1,400m の区間について拡幅、護岸等による改修工事に着手し、昭和 63 年度に完了した。<u>平成元年度からさらに上流 2,500m の区間について拡幅、築堤等の改修工事を進めている。</u></p> <p>また、於古川についても昭和 35 年度から昭和 40 年度にかけて米町川合流点から上流 900m 区間の拡幅、築堤等の河川改修工事を実施し、昭和 46 年度から平成 10 年度にかけ</p>	<p>黒字：策定当時の本文 赤字：更新・追加</p>

米町川水系河川整備計画 平成 15 年 7 月	米町川水系河川整備計画（変更）	備考
<p>て中流部の 3,300m 区間の拡幅、築堤等の改修工事を実施した。</p> <p>そのほか支川安津見川でも昭和 56 年度から平成 13 年度にかけて於古川合流点から上流 1,050m の区間について拡幅、護岸等の改修工事を実施した。</p> <p>これらの河川改修により、下流市街地部の水害は解消されたが、<u>近年では昭和 60 年 7 月の洪水により米町川中流部で床上浸水 14 戸、床下浸水 34 戸の被害が生じ、米町川中流部の治水安全度の向上が急務となっており、米町川については、平成元年度からさらに上流 2,500m の区間について拡幅、築堤等の改修工事に着手し、現在も実施中である。</u></p> <p>2 河川の利用及び河川環境の現状と課題</p> <p>本水系の河川水は、農業用水として利用されている。</p> <p>河道形態は瀬・淵、砂州が形成される多様な流れがあり、水辺にはススキ等の植生も豊富でウグイ、ヨシノボリ等魚類の良好な生息環境となっているほか河川空間が周辺の田園地帯と調和した郷土の美しい風景、風土を形成している。</p> <p>河川の利用については、於古川との合流地点が公園となっており、町民の憩いの場として親しまれているほか、この付近の堤防が散策路や釣りの場としても利用されている。</p> <p>このように米町川は、動植物の生息・生育環境が維持され、住民に憩いの場を提供しており、今後ともこれらを保全していく必要がある。</p> <p>第 2 章 河川整備計画の目標に関する事項</p> <p>第 1 節 河川整備計画の対象区間</p> <p>本整備計画は、<u>米町川の河口より 1.8km の末吉堰付近から梨谷小山橋下流付近までの L=約 2.4km を対象とする。</u></p> <p>第 2 節 河川整備計画の対象期間</p> <p>本整備計画の対象期間は、計画策定から概ね <u>15 年間</u>とする。</p> <p>第 3 節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項</p> <p>災害の発生の防止又は軽減に関しては、羽咋観測所設置以来最大の日雨量を記録した昭和 33 年 7 月の洪水を踏まえ、志賀町の沿川地域を概ね 25 年に 1 回発生する規模の降雨による洪水から防御するため、河道の整備により洪水の安全な流下を図る。</p>	<p>て中流部の 3,300m 区間の拡幅、築堤等の改修工事を実施した。</p> <p>そのほか、<u>支川安津見川でも昭和 56 年度から平成 13 年度にかけて於古川合流点から上流 1,050m の区間について拡幅、護岸等の改修工事を実施した。</u></p> <p>これらの河川改修により、<u>下流市街地部の水害は解消されたが、近年では平成 30 年 8 月の洪水により米町川中流部で全壊流失 2 棟、床上浸水 18 棟、床下浸水 200 棟、田畑等の冠水 108ha の被害を生じ、米町川中流部の治水安全度の向上が急務となっている。</u></p> <p>2 河川の利用及び河川環境の現状と課題</p> <p>本水系の河川水は、農業用水として利用されている。</p> <p>河道形態は瀬・淵、砂州が形成される多様な流れがあり、水辺にはススキ等の植生も豊富でオイカワ、タモロコ、ヨシノボリ等魚類の良好な生息環境となっているほか、<u>河川空間が周辺の田園地帯と調和した郷土の美しい風景、風土を形成している。</u></p> <p>河川の利用については、於古川との合流地点が公園となっており、町民の憩いの場として親しまれているほか、この付近の堤防が散策路や釣りの場としても利用されている。</p> <p>このように米町川は、動植物の生息・生育環境が維持され、住民に憩いの場を提供しており、今後ともこれらを保全していく必要がある。</p> <p>第 2 章 河川整備計画の目標に関する事項</p> <p>第 1 節 河川整備計画の対象区間</p> <p><u>河川整備計画の対象区間</u>は、<u>二級河川米町川水系の石川県知事管理区間</u>とする。</p> <p>第 2 節 河川整備計画の対象期間</p> <p>本整備計画の対象期間は、計画<u>変更時</u>から概ね <u>30 年間</u>とする。</p> <p><u>なお、本計画は、現時点での社会経済状況、自然環境状況、河道状況等を前提として策定したものであり、策定後のこれらの状況の変化や新たな知見、技術の進歩等により、必要に応じて適宜見直しを行う。</u></p> <p>第 3 節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項</p> <p>災害の発生の防止又は軽減に関しては、羽咋観測所設置以来最大の日雨量を記録した昭和 33 年 7 月の洪水を踏まえ、志賀町の沿川地域を概ね 25 年に 1 回発生する規模の降雨による洪水から防御するため、河道の整備により洪水の安全な流下を図る<u>とともに、</u></p>	<p>黒字：策定当時の本文</p> <p>赤字：更新・追加</p>

米町川水系河川整備計画 平成 15 年 7 月	米町川水系河川整備計画（変更）	備考
<p>第 4 節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項</p> <p>河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、河川水が農業用水として利用されている状況である<u>ので</u>、関係機関と<u>協力</u>して取水状況の把握などを行い、適正かつ合理的な水利用がなされるように努めるとともに、魚類が豊富に生息する本水系の特徴を維持し、良好な水環境の保全に努める。</p> <p>また、日常から、流況及び魚類の生息状況、河川の汚濁状況の把握に努める。</p> <p>水質については、今後も河川パトロールを行い、河川の監視に努めるとともに、関係機関と連絡調整を図りながらその保全に努めることとする。また、流域住民が河川愛護活動に積極的に参加するよう広報活動に努める。さらに、突発的な水質汚濁に対しては、関係機関と<u>協力</u>してその原因を調査し、対策を協議し、適切な対応を行っていく。</p> <p>また、渇水時には、河川パトロールを強化するとともに、早い段階からその状況を渇水連絡会議などの場で関係者に説明し、利水者にさらに効率的な河川水の利用を促すなど、渇水被害の軽減を図り、河川水が維持されるよう努める。</p> <p>第 5 節 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>河川環境の整備と保全に関しては、自然環境及び河川利用実態の把握に努め、特に水辺には植生も豊富に見られるなど良好な河川環境となっていることや河川空間が周辺の田園地帯と調和した郷土の美しい風景、風土を形成していることなどから、それらの保全を図る。また、<u>河川整備にあたっては大幅な拡幅と河床掘削を実施することから、そのことに配慮しながら実施するものとする。</u></p> <p>第 3 章 河川の整備の実施に関する事項</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>流域の河川の適切な維持管理に努める。さらに、気候変動の影響による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備えるため、河床掘削及び引堤による河川整備に加え、あらゆる関係者と協働して、流域全体で防災・減災対策に取り組む「流域治水」を推進していく。</u></p> <p>第 4 節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項</p> <p>河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、河川水が農業用水として利用されている状況である<u>ため</u>、関係機関と<u>連携</u>して取水状況の把握などを行い、適正かつ合理的な水利用がなされるように努めるとともに、魚類が豊富に生息する本水系の特徴を維持し、良好な水環境の保全に努める。</p> <p>また、日常から、流況及び魚類の生息状況、河川の汚濁状況の把握に努める。</p> <p>水質については、今後も河川パトロールを行い、河川の監視に努めるとともに、関係機関と連絡調整を図りながらその保全に努めることとする。また、流域住民が河川愛護活動に積極的に参加するよう広報活動に努める。さらに、突発的な水質汚濁に対しては、関係機関と<u>連携</u>してその原因を調査し、対策を協議し、適切な対応を行っていく。</p> <p>また、渇水時には、河川パトロールを強化するとともに、早い段階からその状況を渇水連絡会議などの場で関係者に説明し、利水者にさらに効率的な河川水の利用を促すなど、渇水被害の軽減を図り、河川水が維持されるよう努める。</p> <p>第 5 節 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>河川環境の整備と保全に関しては、自然環境及び河川利用実態の把握に努め、特に水辺には植生も豊富に見られるなど良好な河川環境となっていることや河川空間が周辺の田園地帯と調和した郷土の美しい風景、風土を形成していることなどから、それらの保全を図る。また、<u>河床掘削や河道拡幅を行う場合は、掘削量を必要最小限にとどめ、魚類をはじめとする多様な水生生物が生息する環境の保全に配慮する。具体的には、生息適地が礫底であるカマキリ等の生息環境に配慮し、現況と同様の瀬・淵等の創出に努めるものとする。現在生育が確認されている特定外来生物のオオキンケイギクのほか、県内の河川で分布を広げているオオカワヂシャ等の特定外来生物が確認された場合には、その除去にも努めるものとする。</u></p> <p>第 3 章 河川の整備の実施に関する事項</p> <p>第 1 節 流域治水への取り組み</p> <p><u>気候変動の影響による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備えるため、集水域と河川区域、氾濫域を含めて一つの流域と捉え、流域の国・県・市町や企業、住民等のあらゆる関係者で被害の軽減に向けた「流域治水」を推進する必要がある。米町川</u></p>	<p>黒字：策定当時の本文 赤字：更新・追加</p>

米町川水系河川整備計画 平成 15 年 7 月	米町川水系河川整備計画 (変更)	備考
<p>第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要</p> <p>1 河川工事の目的、種類</p> <p>米町川中流部は末吉地区を貫流しており、治水安全度の向上が望まれている。計画の規模は、概ね 25 年に 1 回発生する規模の降雨による洪水が発生しても安全に流下させることを目標とし、そのピーク流量を神代橋地点において 320m³/s、<u>準用河川宮の下川合流前の流量を 300m³/s とする。</u>米町川の洪水防御は堤防の新設、改築及び掘削を行って河積を増大させて水位を下げ、洪水の安全な流下を図ることとする。</p>  <p>(図-1) 計画高水流量配分図</p> <p><u>河川整備を進めるにあたっての計画平面形、縦断形及び横断形の基本的な考え方は次のとおりである。</u></p> <p>①計画平面形状</p> <p><u>米町川は、梨谷小山橋下流で大きく右側へ蛇行した後、小さく蛇行しながら日本海へ注いでいる。このため、計画平面形状はショートカットを行わず、現河道平面形状を尊重した計画平面形状とする。</u></p> <p>②計画縦断形状</p> <p><u>米町川は緩勾配河川であり、本整備区間では山すそに住家が存在している状況である。計画縦断形は、現況の河床勾配を尊重し、下流計画との整合を図り、流下能力が不足する区間は必要な河床掘削を行う。</u></p> <p>③計画横断形状</p> <p><u>現在の河川は堤防部にヤナギ類等の豊かな植生が見られる。計画</u></p>	<p>水系では、<u>令和 3 年 6 月に「中能登地区流域治水協議会」を設置し、同年 8 月に「米町川水系流域治水プロジェクト」をとりまとめている、流域のあらゆる関係者と協働して「流域治水」に取り組む。</u></p> <p>第2節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要</p> <p>1 河川工事の目的、種類</p> <p>米町川中流部は末吉地区を貫流しており、治水安全度の向上が望まれている。計画の規模は、概ね 25 年に 1 回発生する規模の降雨による洪水が発生しても安全に流下させることを目標とし、そのピーク流量を神代橋地点において 320m³/s、<u>湯戸橋地点において 300m³/s とする。</u>米町川の洪水防御は堤防の新設、改築及び河道掘削を行って河積を増大させて水位を下げ、洪水の安全な流下を図ることとする。</p>  <p>(図-1) 計画高水流量配分図</p> <p><u>(移動)</u></p>	<p>黒字：策定当時の本文 赤字：更新・追加</p>

横断形状は、これらの特性を踏まえ、引堤により河積を確保するとともに、植生の回復等、河川環境に配慮した横断形状とする。

2 施行の場所及び工事の概要

米町川における河川工事は（図-1）に示す計画高水流量を安全に下させる河道を確保するとともに、沿川の地形や土地利用・自然環境を踏まえて、魚類の生息環境及び植生の回復に配慮したものとなるように努める。

施行の場所は、河口から 1.8km の末吉堰付近から梨谷小山橋下流付近の L=約 2.4km とする。



河川整備計画区間

①末吉堰から準用河川宮の下川合流点

河口から 1.8km に位置する末吉堰付近から準用河川宮の下川合流点までの区間 (L=約 1.0km) において、計画高水流量を安全に流下させるため、河床掘削及び引堤を実施する。

工事の実施にあたっては、在来植生が回復するよう植生にも配慮した河川整備に努める。

黒字：策定当時の本文
赤字：更新・追加

2 施行の場所、当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

米町川における河川工事は（図-1）に示す計画高水流量を安全に流下させる河道を確保するとともに、沿川の地形や土地利用・自然環境を踏まえて、魚類の生息環境及び植生の回復に配慮したものとなるように努める。

施行の場所は、河口から 1.8km の末吉堰付近から湯戸橋付近までの L=約 4.7km とする。



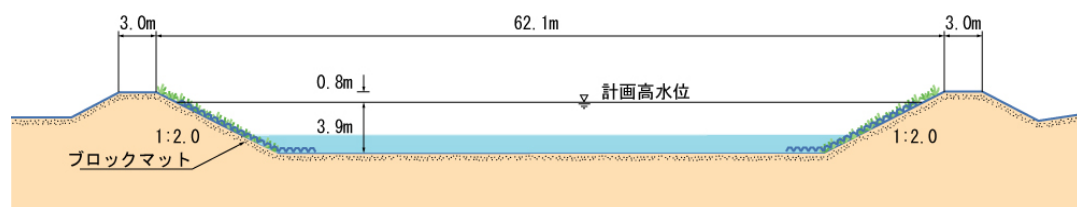
(図-2) 河川工事の施工区間図

①末吉堰から準用河川宮の下川合流点

河口から 1.8km に位置する末吉堰付近から準用河川宮の下川合流点までの区間 (L=約 1.0km) において、計画高水流量を安全に流下させるため、河床掘削及び引堤を実施する。

工事の実施にあたっては、在来植生が回復するよう植生にも配慮した河川整備に努める。

河口から 2.4km
(国道米町川橋付近)



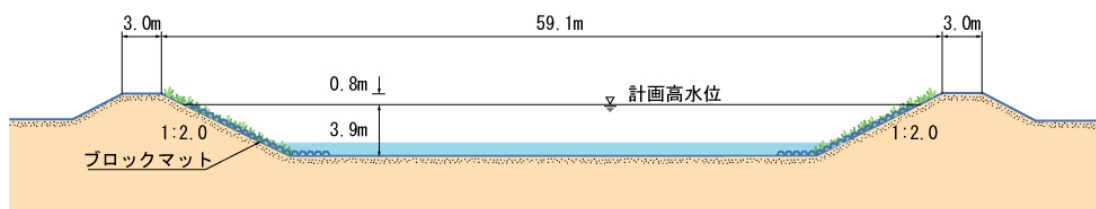
(新設)

②準用河川宮の下川合流点から梨谷小山橋下流付近

準用河川宮の下川合流点から梨谷小山橋下流付近の区間 (L=約 1.4km) において、計画高水流量を安全に流下させるため、河床掘削及び引堤を実施する。

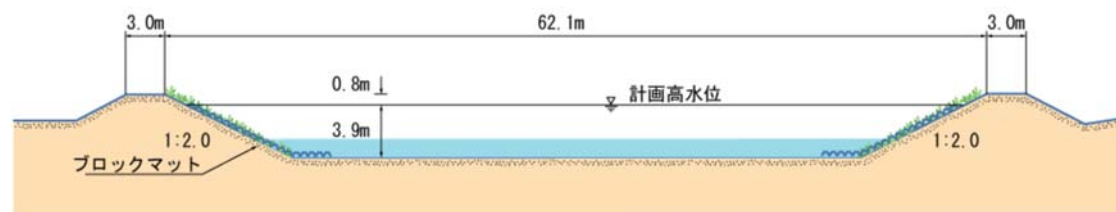
工事の実施にあたっては、在来植生が回復するよう植生にも配慮した河川整備に努める。

河口から 2.9km
しみずいまえ
(清水今江橋付近)



(新設)

河口から 2.4km (国道米町川橋付近)



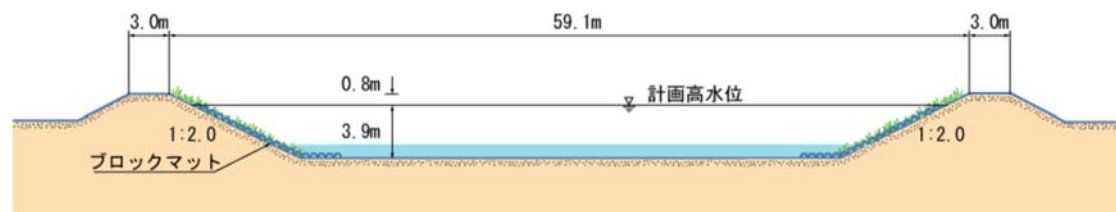
※令和 6 年能登半島地震に伴う地形変動の影響を踏まえ、計画を見直す場合があります。

②準用河川宮の下川合流点から梨谷小山橋下流付近

準用河川宮の下川合流点から梨谷小山橋下流付近の区間 (L=約 1.4km) において、計画高水流量を安全に流下させるため、河床掘削及び引堤を実施する。

工事の実施にあたっては、在来植生が回復するよう植生にも配慮した河川整備に努める。

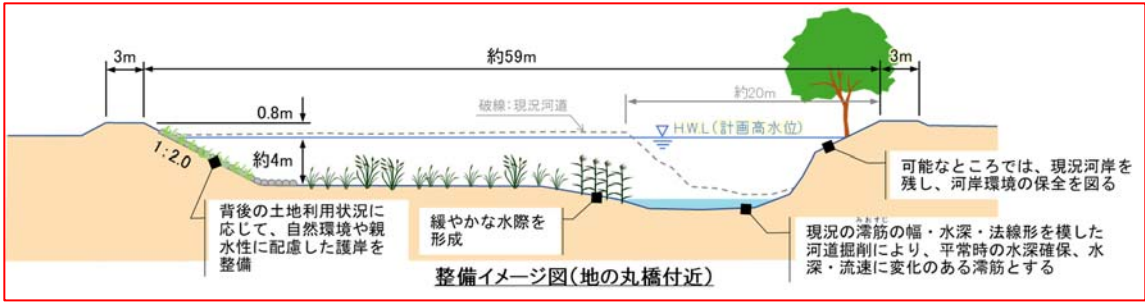
河口から 2.9km ^{しみずいまえ}
(清水今江橋付近)



※令和 6 年能登半島地震に伴う地形変動の影響を踏まえ、計画を見直す場合があります。

黒字：策定当時の本文

赤字：更新・追加

米町川水系河川整備計画 平成 15 年 7 月	米町川水系河川整備計画（変更）	備考
<p>(新設)</p> <p>(移動)</p> <p>第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所</p> <p>河川の維持管理は、災害発生防止、河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全の観点から、河川管理施設等に関して適切な維持管理を行うため、具体的により下記の事項に努めるものとする。</p>	<p>③梨谷小山橋から湯戸橋</p> <p>梨谷小山橋から湯戸橋の区間（L=約 2.2km）において、計画高水流量を安全に流下させるため、河道掘削及び引堤を実施する。</p> <p>工事の実施にあたっては、在来植生が回復するよう植生にも配慮した河川整備に努める。</p> <p style="text-align: center;">河口から 5.4km（地の丸橋付近）</p>  <p style="text-align: center;">※令和6年能登半島地震に伴う地形変動の影響を踏まえ、計画を見直す場合があります。</p> <p>河川整備を進めるにあたっての計画平面形、縦断形及び横断形の基本的な考え方は次のとおりである。</p> <p>① 計画平面形状</p> <p>米町川は、梨谷小山橋下流で大きく右側へ蛇行した後、小さく蛇行しながら日本海へ注いでおり、良好な自然環境を形成しているため、現河道平面形状を尊重した計画平面形状とし、ショートカットを行わない。</p> <p>②計画縦断形状</p> <p>米町川は緩勾配河川であり、本整備区間では山すそに住家が存在している状況である。計画縦断形は、現況の河床勾配を尊重し、下流計画との整合を図り、流下能力が不足する区間は必要な河床掘削を行う。</p> <p>③計画横断形状</p> <p>現在の河川は堤防部にヤナギ類等の豊かな植生が見られる。計画横断形状は、これらの特性を踏まえ、引堤により河積を確保するとともに、植生の回復等、河川環境に配慮した横断形状とする。</p> <p>第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所</p> <p>河川の維持管理は、災害発生防止、河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全の観点から、河川管理施設等に関して適切な維持管理を行うため、具体的により下記の事項に努めるものとする。</p>	<p>黒字：策定当時の本文</p> <p>赤字：更新・追加</p>

米町川水系河川整備計画 平成 15 年 7 月	米町川水系河川整備計画（変更）	備考
<p>1 河川管理施設の維持管理</p> <p>河川管理施設の機能を十分に発揮させることを目的として、堤防、護岸及び河川工作物等の定期的な巡視、点検、整備を行うとともに、機能の低下を防止するための機器の更新、施設自体の質的低下を防ぐための補修を行う。</p> <p>また、大雨、洪水、台風等により災害が予想される場合や出水後に重点的な巡視を行い、異常箇所を早期発見に努める。</p> <p>2 樹木及び堆積した土砂等の管理</p> <p>河道内の樹木及び堆積した土砂等は、洪水時の流下能力を維持することを目的とし、河川パトロールにより繁茂状況及び堆積状況を把握し、必要に応じて周辺河川環境を考慮しながら伐採及び撤去等の維持管理に努める。</p> <p>3 河川空間の適切な利用調整・管理</p> <p>下流部が志賀町中心部沿いに流れており、町民に親水公園、散策路、釣り場等の憩いの場を提供してきているので、今後とも、適切な河川空間の利用がなされるように努める。</p> <p>4 河川情報の高度化及び提供</p> <p><u>洪水に備えるため、雨量・水位情報の集積を図る「河川総合情報システム」を構築し、洪水災害等への対応の迅速化に努める。また、洪水時等は「河川総合情報システム」により流域内の雨量や河川水位等の河川情報の収集を行い、市民へインターネット等で情報提供するとともに、関係機関とも連携して水防体制の維持・強化に努める。</u></p> <p>5 水量・水質の監視等</p> <p>適正な河川管理のために、日常的に雨量・水量の把握を行うとともに、定期的に水質の把握を行い、必要に応じて地域への情報提供を行う。渇水時には、関係機関への情報提供や収集を行い、円滑な渇水調整がなされるように努める。</p> <p>また、河川巡視や関係機関との連携により水質事故等の早期発見と適切な対処に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>1 河川管理施設の維持管理</p> <p>河川管理施設の機能を十分に発揮させることを目的として、堤防、護岸及び河川工作物等の定期的な巡視、点検、整備を行うとともに、機能の低下を防止するための機器の更新、施設自体の質的低下を防ぐための補修を行う。</p> <p>また、大雨、洪水、台風等により災害が予想される場合や出水後に重点的な巡視を行い、異常箇所を早期発見に努める。</p> <p>2 樹木及び堆積した土砂等の管理</p> <p>河道内の樹木及び堆積した土砂等は、洪水時の流下能力を維持することを目的とし、河川パトロールにより繁茂状況及び堆積状況を把握し、必要に応じて周辺河川環境を考慮しながら伐採及び撤去等の維持管理に努める。</p> <p>3 河川空間の適切な利用調整・管理</p> <p>下流部が志賀町中心部沿いに流れており、町民に親水公園、散策路、釣り場等を提供している。<u>また、米町川の中流部には米町不動の滝があり、滝周辺はレクリエーションや散策路等に利用され、町民の憩いの場となっているため</u>、今後とも、適切な河川空間の利用がなされるように努める。</p> <p>4 河川情報の提供</p> <p><u>雨量や河川水位、河川監視カメラ映像に加え、危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置により、河川情報を密に収集し、「石川県河川総合情報システム」等を用いて、地域住民にインターネットや携帯電話等で分かりやすく情報提供を行い、関係機関と連携して洪水時における避難体制並びに水防体制の維持・強化に努める。</u></p> <p>5 水量・水質の監視等</p> <p>適正な河川管理のために、日常的に雨量・水量の把握を行うとともに、定期的に水質の把握を行い、必要に応じて地域への情報提供を行う。渇水時には、関係機関への情報提供や収集を行い、円滑な渇水調整がなされるように努める。</p> <p>また、河川巡視や関係機関との連携により水質事故等の早期発見と適切な対処に努める。</p> <p>6 河川整備事業のモニタリング等</p> <p><u>河川整備事業の効果や河川環境への影響について、必要に応じてモニタリング調査を行い、データを収集するとともに、事業を検証し、必要に応じて適切な対処に努める。</u></p>	<p>黒字：策定当時の本文</p> <p>赤字：更新・追加</p>

米町川水系河川整備計画 平成 15 年 7 月	米町川水系河川整備計画 (変更)	備考
<p>第3節 其他河川の整備を総合的に行うために必要な事項</p> <p>1 流域住民と共同で行う河川管理</p> <p>米町川水系の豊かな自然を保全し、良好な社会資本として利用し、また、次世代へ引き継いでゆくためには、地域住民の理解と協力を得ることが重要である。</p> <p>このため、河川に関する情報提供に努めるとともに、河川整備、河川環境に関する地域の意見・要望を十分に把握することにより、地域住民との連携を図り、住民参加による川づくりや河川清掃等の活動の支援に努める。</p> <p>2 防災意識の向上</p> <p><u>米町川水系の洪水被害を防止・軽減するためには、河川整備と併せて地域住民一人一人の防災意識を高め、洪水時の迅速かつ的確な水防活動及び警戒・避難を行う必要がある。</u></p> <p><u>このため関係機関と協力して平時から水防活動及び警戒・避難を支援する「河川総合情報システム」により情報の提供を行い、水防意識の高揚に努める。</u></p>	<p>第4節 其他河川の整備を総合的に行うために必要な事項</p> <p>1 流域住民と協働で行う河川管理</p> <p>米町川水系の豊かな自然を保全し、良好な社会資本として利用し、また、次世代へ引き継いでいくためには、地域住民の理解と協力を得ることが重要である。</p> <p>このため、河川に関する情報提供に努めるとともに、河川整備、河川環境に関する地域の意見・要望を十分に把握することにより、地域住民との連携を図り、住民参加による川づくりや河川清掃等の活動の支援に努める。</p> <p>2 防災・減災意識の向上</p> <p><u>流域の洪水被害を防止・軽減するためには、河川の整備と併せて、「施設では防ぎきれない洪水は発生するもの」として、地域住民一人一人が洪水時に円滑かつ迅速に避難できるよう防災・減災意識を高く持つことが重要である。</u></p> <p><u>このため、地域住民が洪水時に円滑かつ迅速に避難行動が行えるよう、平時から関係機関と協力して、万が一河川が氾濫した場合に浸水の可能性がある区域と水深を示した「洪水浸水想定区域図」や、この情報を基に各市町で避難場所等の情報を盛り込んだ「洪水ハザードマップ」等の周知、水害から身を守るための出前講座の実施、広報資料の作成・配布、地域住民や関係機関が連携した避難訓練等を実施し、地域住民の防災・減災意識の向上に努める。</u></p>	<p>黒字：策定当時の本文</p> <p>赤字：更新・追加</p>